

# 流水型ダム環境保全対策検討委員会 規約

## (総 則)

第1条 本規約は、「流水型ダム環境保全対策検討委員会」（以下、「委員会」という。）の組織、委員、会議、事務局その他の委員会の設置並びに運営に関して必要な事項を定めるものである。

## (目 的)

第2条 委員会は、「球磨川水系流域治水プロジェクト」に位置づけられた「流水型ダム」（以下、「流水型ダム」という。）について、計画上必要となる治水機能の確保と、「流水型ダム」の事業実施に伴う環境への影響の最小化の両立を目指すことを目的として設置する。

## (役 割)

第3条 上記目的を達成するため、「流水型ダム」における環境影響評価法に基づくものと同等の環境影響評価の手続きの中で、次の事項に関する助言を行うものとする。

- 一. 環境配慮レポート（仮称）の作成
- 二. 環境影響評価方法レポート（仮称）の作成
- 三. 環境影響評価の項目及び手法の選定
- 四. 環境影響評価レポート（仮称）【案】の作成
- 五. 環境影響評価レポート（仮称）の作成
- 六. 環境影響評価レポート【補正後】（仮称）の作成
- 七. 第7条に掲げる事務局の要請に関する事項

## (組 織)

第4条 委員会は、別表-1の委員をもって構成する。

2. 委員長は委員の互選によって選出し、委員会を統括するものとともに、議事進行に当たる。
3. 必要に応じ、委員長の指名する有識者を委員に追加できる。
4. 委員会は、部会を設置し、個別に検討を行うことができる。

## (委員会)

第5条 委員会は、第3条の役割を遂行するために必要と認めた場合、別表-1以外の者の出席を求めることができる。

2. 委員会は、目的に応じたアドバイザーに対して、意見聴取を行うことができる。
3. 委員長が委員会に出席できない場合は、委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、本規約施行日から、第3条各項が完了するまでとする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、変更することができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、国土交通省九州地方整備局川辺川ダム砂防事務所とする。

2. 事務局は委員長の指示を受け、委員会の運営を行う。

(公表)

第8条 委員会の公開方法等については、別途定める公開要領の通りとする。

(規約の改正)

第9条 委員会はこの規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定める。

附則

この規約は、令和3年6月16日から施行する。

## 流水型ダム環境保全検討委員会 委員名簿

担当分野	委員氏名	現 職
鳥類、猛禽類	大田 眞也	日本鳥学会 会員、 日本野鳥の会 会員
魚類	鬼倉 徳雄	九州大学大学院農学研究院 教授
河川工学	萱場 祐一	名古屋工業大学 教授
水環境	◎楠田 哲也	九州大学 名誉教授
哺乳類	坂田 拓司	私立文徳高等学校 非常勤講師
両生類、爬虫類	坂本 真理子	日本爬虫両棲類学会 会員、 九州両生爬虫類研究会 事務局長
植物	佐藤 千芳	(有)熊本植物研究所 代表
陸上昆虫類	寺崎 昭典	(同)フィールドリサーチ代表
河川工学	藤田 光一	国立研究開発法人土木研究所 理事長
底生動物、クモ類、 洞窟性動物	村田 浩平	東海大学農学部 教授

◎：委員長

## オブザーバー

環境省 九州地方環境事務所 環境対策課長

熊本県 球磨川流域復興局 政策監

## 流水型ダム環境保全対策検討委員会 公開要領

### (目的)

第1条 本要領は、「流水型ダム環境保全対策検討委員会」における公開方法等について、必要な事項を定めるものである。

### (会議の公開)

第2条 会議、会議資料、議事録は、原則として公開する。ただし、希少動植物の保護や、個人の財産に関わる情報の保護等の観点から公表することが適切ではない場合は、その理由を明らかにし、上記の全て又は一部を非公開とすることができるものとする。なお、公開、非公開の判断については、委員長が決定するものとする。

### (会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴は、次の定めによるものとする。

- 1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
- 2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとし、定員は、委員会で設置した傍聴席数によるが、傍聴席数を超える来場者が認められた場合は抽選とする。
- 3) 傍聴人は、会議中、非公開に該当する議題等があった場合、委員長の指示に従い速やかに退場しなければならない。
- 4) 傍聴人は、静粛を旨とし、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。  
なお、委員長は、次の事項に違反した傍聴人を退場させることができる。
  - ① 会議における言論に対し、拍手等により公然と可否を表明しないこと。
  - ② 発言、私語、談論、騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
  - ③ プラカード、鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
  - ④ 飲食又は喫煙をしないこと。
  - ⑤ 携帯電話は、電源を切る若しくはマナーモードにし、使用しないこと。
  - ⑥ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - ⑦ その他、会議の秩序を乱し妨害となるような行為はしないこと。
- 5) 次に該当する者は、傍聴を認めない。
  - ① 刃物等、危険物を携帯している者。
  - ② 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者。
  - ③ 酒気を帯びていると認められる者。
  - ④ その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

(会議資料等)

第4条 会議資料及び議事録は、非公開に該当するものを除き、川辺川ダム砂防事務所のホームページにおいて公開する。ただし、議事録は、作成後、委員に照会の上、公開するものとする。

なお、会議において公開された会議資料等についても希少種(重要な種)の保護等の観点から種名やその生息箇所特定に繋がるような情報等に関しては、マスクング又は削除等を行った後にホームページで公開するものとする。

(その他)

第5条 この公開要領に定めのない事項については、委員長の判断によりその是非を決定するものとする。

附 則

この公開要領は、令和3年6月16日より適用する。